

組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下、「本会」という。）の組織、所掌事務及び職制等に関して、定款で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 会長は、本会の会務の運営のため、次の各号に定める局、部、委員会を置く。

- (1) 業務執行理事会
- (2) 社会・職能局
- (3) 学術・教育局
- (4) 普及啓発局
- (5) 事務局
- (6) 委員会

(職制)

第3条 前条の局、部、委員会には、局長、部長、委員長を置く。局長、部長、委員長は、会務を分担し管理運営する。

- 2 局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 3 部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長が選任して会長が委嘱する。
- 4 委員長は理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長が選任して会長が委嘱する。

(業務執行理事会)

第4条 業務執行理事会は、定款第20条第3項に規定する業務執行理事をもって構成し、理事会より付託された次の会務を執行する。

- (1) 理事会提出議題の調整
- (2) 緊急を要する案件の処理
- (3) その他、業務執行理事会への付託が妥当であると理事会が議決した事項

(社会・職能局)

第5条 社会・職能局は、理学療法及び本会の社会貢献、理学療法士の職域の拡大・追求を行い、次の各部をもって構成する。

- (1) 地域ケア推進事業部
- (2) 地域自立支援センター推進事業部
- (3) スポーツ支援事業部

(学術・教育局)

第6条 学術・教育局は、会員の生涯教育及び学術としての理学療法の追求を行い、次の各部をもって構成する。

- (1) 学会・学術誌部
- (2) 生涯学習部
- (3) 卒前教育部

(普及啓発局)

第7条 普及啓発局は、本会、理学療法士及び理学療法に関する普及啓発を行い、次の各部をもって構成する。

- (1) 広報部
- (2) 理学療法啓発部
- (3) 調査・情報部

(事務局)

第8条 事務局は、本会の運営に関する業務及び日本理学療法士協会・各都道府県理学療法士会レベルとの渉外活動を行い、次の各担当をもって構成する。

- (1) 法人担当
- (2) 総務担当
- (3) 庶務担当
- (4) 財務担当
- (5) 共益担当

(委員会)

第9条 常設委員会として、次の委員会を設置するほか、会長が必要と認めた場合は、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

- (1) 定款組織検討委員会
- (2) 表彰委員会
- (3) 倫理委員会
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 代議員選挙管理委員会

(所掌事務)

第10条 各部、各委員会及び各センターの行う所掌事務の内容については、別に定める「職務分掌細則」による。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年5月15日から施行する。
- 2、この規程は、平成27年11月19日から一部改正し施行する。
- 3、この規程は、平成30年2月14日から一部改正し施行する。